琉球大学医学部 (新キャンパス) 食堂運営事業 審査基準

令和6年2月 国立大学法人琉球大学

国立大学法人琉球大学(以下、「本学」という。)が公募する「琉球大学医学部及び病院(新キャンパス)アメニティ施設整備運営事業(琉球大学医学部(新キャンパス)食堂運営事業)」の企画提案書に関する審査基準について述べたものである。

【審查方法】

- (1) 本学に「琉球大学医学部及び病院(新キャンパス)アメニティ施設整備運営事業」審査委員会を設置する。
- (2) 各委員は、企画提案書の内容及びプレゼンテーションを厳正に審査及び評価し、採点する。
- (3) 採点項目は、「審査基準表」のとおりとし、「審査基準表」の項目ごとの採点の目安は次のとおりとする。

採点	配点
A (秀)	4点
B(優)	3 点
C (良)	2 点
D (可)	l 点
E(不可)	O点

- (4) 採点については、各審査項目の採点に、審査項目毎に定める基準点(1点~4点)を乗じたものを各委員の評価点(例:委員による採点がA(4点)、基準点が2点の場合、評価点は4点×2点=8点となる。)とし、それに、「沖縄県内に所在する事業所の参画」及び「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」で得た点数を加算したものを委員毎に算出し、その合計点数を委員数で平均したものを各応募者の評価点とする。ただし、「E」とされた審査項目(「10. 自由提案」は除く)が一つでもある場合は、優先交渉権者の選定対象から除く。
- (5) 評価点が最も高い応募者を契約予定者(優先交渉権者)とする。なお、評価点が同点の場合は、次の基準で契約予定者(優先交渉権者)を選定する。
 - ①「A」の数が多い者を契約予定者(優先交渉権者)とする。
 - ②「A」の数が同数の場合は、「B」の数が多い者を契約予定者(優先交渉権者)とする。
 - ③「B」の数が同数の場合は、「C」の数が多い者を契約予定者(優先交渉権者)とする。
 - ④「C」の数も同数の場合は、くじ引きにより選定する。
- (6) 応募した事業者が I 者の場合においても審査委員会による評価を行い、その結果、基準を満たしていないと判断された場合、契約予定者(優先交渉権者) とならない可能性もある。

「琉球大学医学部(新キャンパス)食堂運営事業」審査基準表

審査項目			審査の着眼点		
	(1)	大学等の教育機関における営業実績	・学生等のニーズに適応したサービス提供能力があるか。	2	
1. 事業の運営能力	(2)	直近の財務状況	 経営が安定しているか。 税金等の滞納がなく社会的信用性があるか。 	3	
2. 運営方針の妥当性	(1)	運営の基本方針・コンセプト	・	4	
	(2)	営業日・営業時間等	・仕様書で示している営業日、営業時間を満たしているか。	2	
	(1)	提供メニューの内容・構成	・主たる利用者である学生が満足できるメニュー構成となっているか。 ・季節を感じられるメニューを取り入れたり、定期的にメニューの変更をするなど、利用 者が飽きない工夫をしているか。 ・アレルギー表記等、安全面に配慮した表示を行っているか。 ・カロリーや栄養がランス等、健康に配慮した表示を行っているか。 ・テイクアウト又は弁当販売等に関する提案があるか。 ・販売を禁止している物品類が含まれていないか。 ・沖縄県産食材の活用(地産地消)に関する提案があるか。	4	
3. 商品及びサービスの質	(2)	価格設定	・学生が利用することを想定した適切な価格設定となっているか。	4	
	(3)	サービスの種類と内容	・魅力的なサービスの提案があるか。 ・混雑時の対応等が示されているか。 ・モバイルオーダーやキャッシュレス対応など、新しいライフスタイルに合わせた提案があるか。 ・利用者のニーズの把握と満足度向上につながる取組があるか。 ・ケータリング業務に対する提案があるか。	2	
4. 業務の遂行体制		人員配置計画等	・本学との連携体制、従業員配置体制等が本業務の安定的な運営のために適正なものとなっているか。 ・従業員の健康管理について適切なものとなっているか。		
5. 接遇及びサービス向上への対応		教育・研修制度 サービス向上に向けた取組	・従業員の教育研修計画、クレーム対応の方策が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。 ・学生からのニーズ等の反映方法が実効性のあるものとなっているか。 ・満足度向上に繋がる取組があるか。	1	
6. 収支計画の妥当性	(1)	事業収支計画	・無理のない収支見込みとなっているか。	4	
	(2)	事業の安定性・継続性	・長期に渡り安定性・継続性のある事業運営が可能かどうか。	4	
7. 維持管理	(1)	危機管理	・厨房・食堂の安全管理体制が整備されているか。 ・防犯対策、事故防止等の方策が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。 ・緊急時の連絡体制や対応体制が整っているか。	1	
	(2)	衛生管理	食材の安全確保と安定供給体制が整備されているか。 食材の衛生管理体制が整備されているか。 ・厨房の衛生管理体制が整備されているか。 ・カフェテリアの良好な環境維持保全がなされているか。 ・清掃及び廃棄物の処理方法・頻度等が適正なものになっているか。	1	
	(1)	建物貸付料	・建物貸付料に関する提案があるか。	2	
8. 本学への貢献	(2)	売上手数料	・売上手数料率の提案があるか。 ・売上手数料率の高さではなく、収支見込を踏まえた上での適切な提案となっているか。	4	
	(3)	災害時の協力体制	- 大規模災害発生時の食料提供等の提案があるか。	2	
9. 設備工事		事業スケジュール	・開学に合わせた事業開始までのスケジュールとなっているか。	2	
10. 自由提案	(1)	自由提案の内容	・事業として有効で期待できる提案であるか。 ・具体的かつ実現可能な内容となっているか。 ・魅力的な内容か。 ・独創的なものであるか。	2	
	(3)	簡易郵便局の運営に関する提案	・事業運営上、問題等がないか。 ・医学部食堂事業の収支計画等に影響が生じる可能性はあるか。	1	
11. プレゼンテーションによる審査		プレゼンテーションの内容	・魅力的かつわかりやすい内容か。 ・企画提案書の内容との齟齬がないか。	2	
12. 沖縄県内に所在する事業所の参画					
13. ワーク・ライフ・バランス等の推進に する評価	関		(別紙参照)		

(別紙) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価に係る評価基準

認定等の区分		西	2点
	プラチナえるぼし (※1)	最大 2.0点	2.0点
	3段階目 (※2)		1. 6点
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)	2段階目 (※2)		1. 2点
	1段階目 (※2)		0.8点
	中小企業の行動計画 (※3)		0. 4点
次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナ認定企業)	プラチナくるみん認定		1.6点
	くるみん認定(新基準)(※4)		1. 2点
	くるみん認定(旧基準)(※5)		0.8点
青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定	ユースエール認定		1.6点
上記に該当する認定等を有しない			0.0点

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- (例:「えるぼし認定 2 段階目」の認定を受け、かつ「くるみん(旧基準)」の認定を受けている企業の場合は配点が高い 1.2 点を加算す る。)
- ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12 条に基づく認定。
- ※3 女性活躍推進法第 9 条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)
- **※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成 29 年厚生労働省令第 31 号)による改正後の認定基準に基づく認** 定。
- ※6 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 29 年厚生労働省令第 31 号) による改正前の認定基準又は同附則第 2条第3項の規定による経過措置に基づく認定。